

平成28年6月23日 厚生委員会

市民生活部環境対策課

議案説明資料

- 1 議案第40号 田川郡東部環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び田川郡東部環境衛生施設組合同規約の変更について . . . P 1
- 2 議案第41号 田川市と大任町との間のし尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務の委託について . . . P 1

議案第 4 0 号 田川郡東部環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び田川郡東部環境衛生施設組合規約の変更について

議案第 4 1 号 田川市と大任町との間のし尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務の委託について

1 改正理由

し尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務について、当該施設の建設予定地である大任町が、建設費の財源を一括して借り入れることにより、各市町村の起債の借入れ負担の軽減を図るため、「じん芥処理施設及びし尿処理施設の設置に関する事務」を田川郡東部環境衛生施設組合が共同処理する事務から除いた上で、大任町に委託して実施しようとするものである。

2 東部組合規約の改正の内容（第 4 0 号議案関係）

田川郡東部環境衛生施設組合規約第 3 条に定める同組合が共同処理する事務について、「じん芥処理施設及びし尿処理施設の設置に関する事務」を「じん芥処理施設及びし尿処理施設の総合調整に関する事務」に改めるものである。なお、施行日は、平成 2 8 年 7 月 1 5 日である。

3 大任町への事務委託の内容（第 4 1 号議案関係）

し尿及びじん芥処理施設の建設に関する事務を、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、大任町に事務の委託をしようとするものである。なお、施行日は、平成 2 8 年 7 月 1 5 日である。

4 新旧対照表（別紙）

次頁のとおり

田川郡東部環境衛生施設組合格約新旧対照表

改正案	現 行																												
<p>(共同処理する事務) 第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p>	<p>(共同処理する事務) 第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 502 651 555">共同処理する事務</th> <th data-bbox="651 502 1104 555">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 555 651 660">(1) <u>じん芥処理施設の総合調整</u>に関する事務</td> <td data-bbox="651 555 1104 660">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 660 651 764">(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="651 660 1104 764">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 764 651 869">(3) 埋立処分施設の設置に関する事務</td> <td data-bbox="651 764 1104 869">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 869 651 973">(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="651 869 1104 973">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 973 651 1078">(5) <u>し尿処理施設の総合調整</u>に関する事務</td> <td data-bbox="651 973 1104 1078">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1078 651 1177">(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="651 1078 1104 1177">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	市町村	(1) <u>じん芥処理施設の総合調整</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(3) 埋立処分施設の設置に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(5) <u>し尿処理施設の総合調整</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 502 1630 555">共同処理する事務</th> <th data-bbox="1630 502 2083 555">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 555 1630 660">(1) <u>じん芥処理施設の設置</u>に関する事務</td> <td data-bbox="1630 555 2083 660">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 660 1630 764">(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="1630 660 2083 764">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 764 1630 869">(3) 埋立処分施設の設置に関する事務</td> <td data-bbox="1630 764 2083 869">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 869 1630 973">(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="1630 869 2083 973">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 973 1630 1078">(5) <u>し尿処理施設の設置</u>に関する事務</td> <td data-bbox="1630 973 2083 1078">大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1078 1630 1177">(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務</td> <td data-bbox="1630 1078 2083 1177">大任町 香春町 赤村 添田町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	市町村	(1) <u>じん芥処理施設の設置</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(3) 埋立処分施設の設置に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町	(5) <u>し尿処理施設の設置</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町	(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町
共同処理する事務	市町村																												
(1) <u>じん芥処理施設の総合調整</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(3) 埋立処分施設の設置に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(5) <u>し尿処理施設の総合調整</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
共同処理する事務	市町村																												
(1) <u>じん芥処理施設の設置</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(2) じん芥処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(3) 埋立処分施設の設置に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(4) 埋立処分施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												
(5) <u>し尿処理施設の設置</u> に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町																												
(6) し尿処理施設の管理運営に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町																												

し尿・ごみ処理施設建設事業に係る参考資料

- 1 経過等について . . . P 1
- 2 し尿・ごみ処理施設建設事業に関する財源確保について . . . P 3
- 3 その他 . . . P 9

事務の委託による共同処理施設建設に係る事務手続

1 田川郡東部環境衛生施設組合（以下「組合」という。）の規約改正

(1) 経過

- ・平成 28 年 3 月 22 日付けで組合から県知事に対し、「ごみ・し尿処理施設の設置に関する事務」を 8 市町村の共同処理する事務とする組合規約の変更申請が行われた。
- ・それに対し、同月 28 日付けで地方自治法第 286 条第 1 項の規定により県知事はこの組合規約の変更を許可している。

(2) 組合規約（抜粋）

- ・上記の規約改正により、下記の事務が組合の事務として追加された。

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町村
(1) じん芥処理施設の設置に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町
(5) し尿処理施設の設置に関する事務	大任町 香春町 赤村 添田町 川崎町 田川市 糸田町 福智町

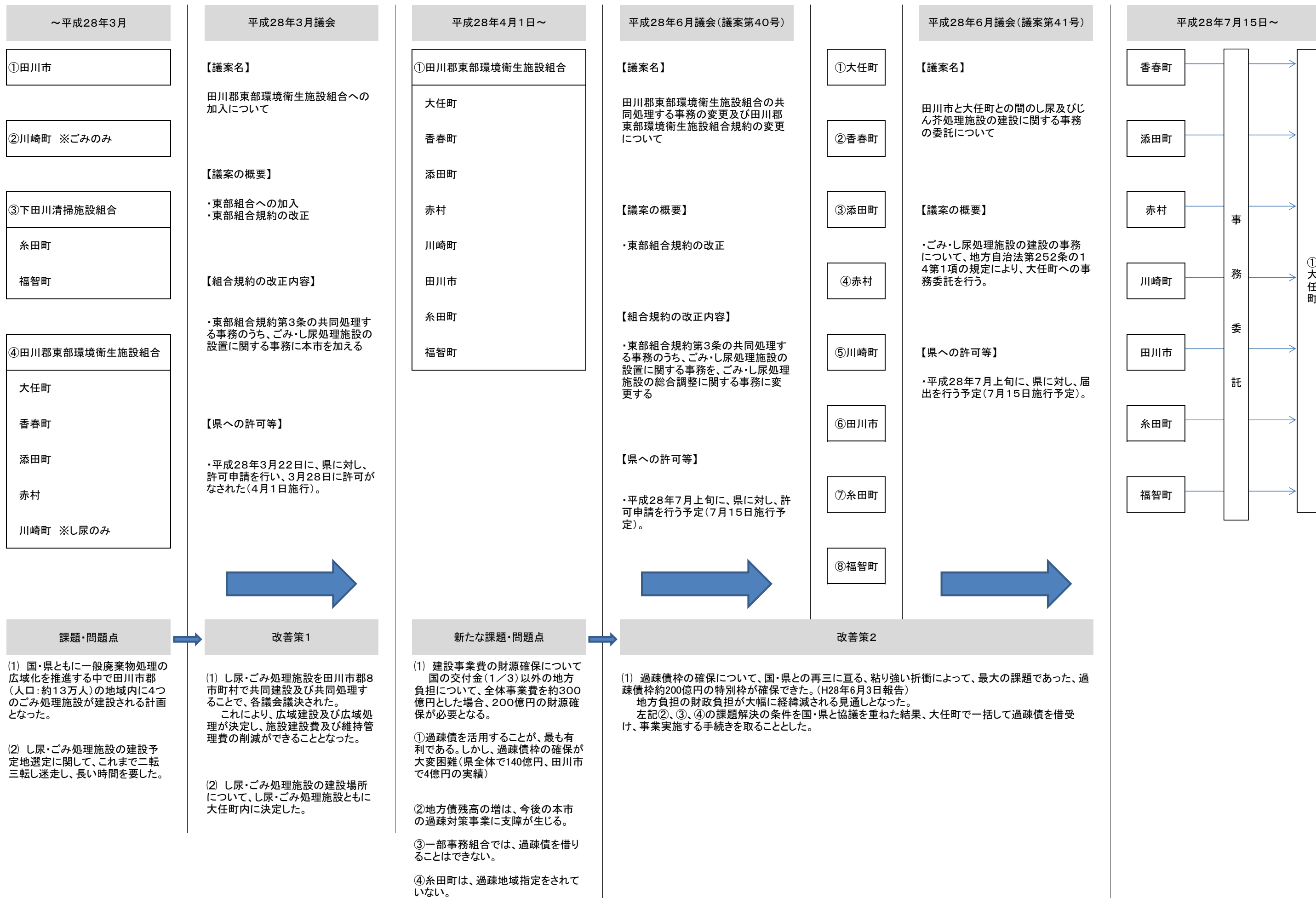
(3) 組合の規約改正

- ・「ごみ・し尿処理施設の設置に関する事務」は組合の共同処理する事務となっており、各市町村には、ごみ・し尿処理施設を建設する権能がない。
- ・このため、7 市町村それぞれが大任町へ事務の委託を行うためには、この権能を 8 市町村へ戻すための組合規約の変更が必要となる。
- ・なお、組合規約を変更するにあたっては、8 市町村の議会の議決を経た上で、県知事の許可を受けなければならない。

2 各議会における「事務の委託」に関する議決

「事務の委託」については、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項により、8 市町村の議会の議決を経た上で、県知事に届けなければならない。

フロー図(ごみ・し尿処理施設の建設に関する事務手続きの流れ)



○ し尿・ごみ処理施設建設事業に関する財源確保について

- ・ 建設事業費については、国（環境省）の交付金（1／3補助）を充当する。

上記交付金以外（残りの事業費2／3）の、財源確保については、次の方法が考えられる。

- （1）一般廃棄物事業債の活用で、交付税充当率は 45%（交付税措置）
- （2）過疎債の活用で、交付税充当率は 70%（交付税措置）

したがって、地方負担が大きく軽減される過疎債の活用が望ましい。

○ 過疎債活用の課題・問題点について

- （1） 約200億円の過疎債枠が確保できるのか。
（国全体の枠は、H26年度で3600億円、田川市で約4億円）
- （2） 地方債残高を増加させ、将来負担比率が悪化することにも繋がり、構成市町村での今後の過疎対策事業を含む起債事業全般に支障をきたす恐れがある。
- （3） 一部事務組合で過疎債を活用することは、不可
- （4） 糸田町が過疎地域指定ではない。

※ 上記の解決策について

建設予定地である、大任町が施設建設事業を行うこととして、過疎債を充当することとしたい。

国及び県との折衝の結果、過疎債の特別枠として200億円確保の内諾を受けた。

上記（1）～（4）の問題解決が可能となる。

※ 今後の対応について

8市町村の親議会において、2議案の議決が必要となる。

- ① 田川郡東部環境衛生施設組合理約の改正議案の議決
- ② し尿・ごみ処理施設の設置に関する事務委託の議案の議決

(参 考) 過疎債の活用例

事例：事業費 300億円で、国1/3の補助（交付金）がある場合
（し尿・ごみ処理施設を建設する事業費総額）

■ 過疎債を活用しない場合（一般廃棄物事業債を活用）
300億円の負担割合

国 1/3	33%	100 億円			
地方 2/3	67%	200 億円	一般廃棄物事業債 0.9×0.5	45%	90 億円 交付税措置
				55%	110 億円 ① 地方実質負担額 (8 市町村)

田川市の実質負担額
①×37.48%= 42 億円

■ 過疎債を活用した場合
300億円の負担割合

国 1/3	33%	100 億円			
地方 2/3	67%	200 億円	過疎債 充当 0.7	70%	140 億円 交付税措置
				30%	60 億円 ② 地方実質負担額 (8 市町村)

田川市の実質負担額
②×37.48%= 23 億円

※ 過疎債を活用することで、地方の実質負担は、110 億円から 60 億円に軽減されます
（そのうち、過疎債活用の、田川市の実質負担は、42 億円から 23 億円に軽減）

ごみ処理施設の建設費の比較

(単位:百万円)

事項		市単独	広域	
事業費	焼却施設	施設規模	70t/日	174t/日
		建設単価(t当り)	84	60
		建設費	5,880	10,440
	リサイクル施設	施設規模	8t/日	20t/日
		建設費	2,875	5,049
	用地取得費・造成費		120	1,275
事業費計 ①		8,875	16,764	
交付金	交付金額 (①×70%×1/3=②)	2,071	3,912	
	地方負担(①-②=③)	6,804	12,852	
割負担	広域の負担割合(人口割:100%) ④	-	37.48%	
	負担割合を考慮した負担額(③×④=⑤)	6,804	4,817	
過疎債	過疎債(⑤×100%=⑥)	6,804	4,817	
	利子額 ⑦	211	150	
	交付税額((⑥+⑦)×0.7=⑧)	4,911	3,477	
	市の実質負担 (⑥+⑦-⑧=⑨)	2,105	1,490	
基金	基金からの繰入額 ⑩	1,000	1,000	
	市の実質負担 (⑨-⑩)	1,105	490	
市単独・広域の差(⑫-⑪)		-	△ 615	

※市単独の用地取得費については、建設地が市有地(白鳥K区画)のため、不要

し尿処理施設の建設費の比較

(単位:百万円)

事項		市単独	広域	
事業費	し尿処理施設	施設規模	150kℓ/日	390kℓ/日
		建設単価(kℓ当り)	30	26
		建設費	4,500	10,140
	委託料		-	196
	用地取得費・造成費		190	941
	事業費計 ①		4,690	11,277
交付金	交付金額 (①×70%×1/3=②)	1,094	2,631	
	地方負担(①-②=③)	3,596	8,646	
割負担	広域の負担割合(人口割:100%) ④	-	37.48%	
	負担割合を考慮した負担額(③×④=⑤)	3,596	3,240	
過疎債	過疎債(⑤×100%=⑥)	3,596	3,240	
	利子額 ⑦	111	101	
	交付税額((⑥+⑦)×0.7=⑧)	2,595	2,339	
	市の実質負担 (⑥+⑦-⑧=⑨)	1,112	1,002	
基金	基金からの繰入額 ⑩	1,000	1,000	
	市の実質負担 (⑨-⑩)	112	2	
市単独・広域の差(⑫-⑪)		-	△ 110	

ごみ・し尿処理施設建設に係る過疎債償還シミュレーション

建設は全体で5か年度にわたる予定のため、過疎債も5か年度にわたって借入れすることになると思われるが、各年度の起債予定額が今のところ不明なため、下記前提条件で借入れを行ったと想定して償還のシミュレーションを行うこととする。

前提条件

借入利率 0.1% (平成28年6月20日時点での財政融資資金借入利率)

借入日及び借入額

借入日	し尿分	ごみ分	計
平成30年5月25日	24億円		24億円
平成31年5月25日	24億円		24億円
平成32年5月25日	25億円	42億円	67億円
平成33年5月25日		42億円	42億円
平成34年3月25日		43億円	43億円
計	73億円	127億円	200億円

※ し尿：建設費110億円、交付金額37億円
ごみ：建設費190億円、交付金額63億円

※ 各年度とも出納整理期間での借入れとするが、平成33年度については過疎法期限の関係上、前年度からの繰越しとして借入れるため、財政融資資金の借入れの規定により、年度末に借入れるものとする。

起債額200億円全体の償還表

(単位：千円)

	29年度借入分		30年度借入分		31年度借入分		32年度借入分		33年度借入分		合計
	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子	
平成30年度	0	2,009	0	0	0	0	0	0	0	0	2,009
平成31年度	0	2,400	0	2,009	0	0	0	0	0	0	4,409
平成32年度	0	2,400	0	2,400	0	5,608	0	0	0	0	10,408
平成33年度	265,602	2,334	0	2,400	0	6,700	0	3,515	0	0	280,550
平成34年度	265,867	2,068	265,602	2,334	0	6,700	0	4,200	0	4,318	551,088
平成35年度	266,133	1,802	265,867	2,068	741,471	6,515	0	4,200	0	4,300	1,292,356
平成36年度	266,399	1,536	266,133	1,802	742,213	5,773	464,803	4,084	0	4,300	1,757,042
平成37年度	266,666	1,269	266,399	1,536	742,955	5,031	465,268	3,619	475,869	4,181	2,232,793
平成38年度	266,933	1,003	266,666	1,269	743,698	4,287	465,733	3,154	476,345	3,705	2,232,793
平成39年度	267,200	736	266,933	1,003	744,442	3,544	466,199	2,688	476,822	3,229	2,232,793
平成40年度	267,467	468	267,200	736	745,187	2,799	466,665	2,221	477,299	2,752	2,232,793
平成41年度	267,734	201	267,467	468	745,932	2,054	467,132	1,755	477,776	2,274	2,232,793
平成42年度	0	0	267,734	201	746,678	1,307	467,599	1,287	478,254	1,796	1,964,858
平成43年度	0	0	0	0	747,425	561	468,067	820	478,732	1,318	1,696,922
平成44年度	0	0	0	0	0	0	468,535	351	479,211	839	948,937
平成45年度	0	0	0	0	0	0	0	0	479,691	360	480,050
合計	2,400,000	18,225	2,400,000	18,225	6,700,000	50,878	4,200,000	31,894	4,300,000	33,372	20,152,593

× 過疎債非交付税措置分30% × 田川市負担割合 37.48%

田川市負担分

(単位：千円)

	29年度借入分		30年度借入分		31年度借入分		32年度借入分		33年度借入分		合計
	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子	
平成30年度	0	226	0	0	0	0	0	0	0	0	226
平成31年度	0	270	0	226	0	0	0	0	0	0	496
平成32年度	0	270	0	270	0	631	0	0	0	0	1,170
平成33年度	29,864	262	0	270	0	753	0	395	0	0	31,545
平成34年度	29,894	233	29,864	262	0	753	0	472	0	486	61,964
平成35年度	29,924	203	29,894	233	83,371	733	0	472	0	483	145,313
平成36年度	29,954	173	29,924	203	83,454	649	52,262	459	0	483	197,562
平成37年度	29,984	143	29,954	173	83,538	566	52,315	407	53,507	470	251,055
平成38年度	30,014	113	29,984	143	83,621	482	52,367	355	53,560	417	251,055
平成39年度	30,044	83	30,014	113	83,705	398	52,419	302	53,614	363	251,055
平成40年度	30,074	53	30,044	83	83,789	315	52,472	250	53,667	309	251,055
平成41年度	30,104	23	30,074	53	83,873	231	52,524	197	53,721	256	251,055
平成42年度	0	0	30,104	23	83,956	147	52,577	145	53,775	202	220,929
平成43年度	0	0	0	0	84,040	63	52,629	92	53,829	148	190,802
平成44年度	0	0	0	0	0	0	52,682	39	53,882	94	106,698
平成45年度	0	0	0	0	0	0	0	0	53,936	40	53,977
合計	269,856	2,049	269,856	2,049	753,348	5,721	472,248	3,586	483,492	3,752	2,265,958

※ 金額は千円未満を四捨五入しており、合計が一致しない場合がある。

ごみ・し尿処理施設建設に係る一般廃棄物処理事業債償還シミュレーション

建設は全体で5か年度にわたる予定のため、一般廃棄物処理事業債も5か年度にわたって借入れすることになると思われるが、各年度の起債予定額が今のところ不明なため、下記前提条件で借入れを行ったと想定して償還のシミュレーションを行うこととする。

前提条件

借入利率 0.1% (平成28年6月20日時点での地方公共団体金融機構借入利率)

借入日及び借入額

借入日	し尿分	ごみ分	計
平成30年5月25日	22億円		22億円
平成31年5月25日	22億円		22億円
平成32年5月25日	22億円	38億円	60億円
平成33年5月25日		38億円	38億円
平成34年5月25日		38億円	38億円
計	66億円	114億円	180億円

※ 建設費及び交付金額は過疎債の場合と同様。

※ 借入日は各年度とも出納整理期間での借入れとする。

起債額200億円全体の償還表

(単位：千円)

	29年度借入分		30年度借入分		31年度借入分		32年度借入分		33年度借入分		小計	起債充当が出来ない金額	合計
	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子			
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244,444	244,444
平成30年度	0	1,811	0	0	0	0	0	0	0	0	1,811	244,444	246,255
平成31年度	0	2,200	0	1,811	0	0	0	0	0	0	4,011	666,667	670,678
平成32年度	0	2,200	0	2,200	0	4,940	0	0	0	0	9,340	422,222	431,562
平成33年度	182,327	2,154	0	2,200	0	6,000	0	3,128	0	0	195,810	422,222	618,032
平成34年度	182,509	1,972	182,327	2,154	0	6,000	0	3,800	0	3,128	381,891	0	381,891
平成35年度	182,692	1,790	182,509	1,972	497,255	5,876	0	3,800	0	3,800	879,694	0	879,694
平成36年度	182,875	1,607	182,692	1,790	497,753	5,378	314,928	3,721	0	3,800	1,194,543	0	1,194,543
平成37年度	183,058	1,424	182,875	1,607	498,251	4,880	315,243	3,406	314,928	3,721	1,509,393	0	1,509,393
平成38年度	183,241	1,241	183,058	1,424	498,749	4,382	315,559	3,091	315,243	3,406	1,509,393	0	1,509,393
平成39年度	183,424	1,057	183,241	1,241	499,248	3,883	315,874	2,775	315,559	3,091	1,509,393	0	1,509,393
平成40年度	183,607	874	183,424	1,057	499,747	3,384	316,190	2,459	315,874	2,775	1,509,393	0	1,509,393
平成41年度	183,791	690	183,607	874	500,247	2,884	316,507	2,143	316,190	2,459	1,509,393	0	1,509,393
平成42年度	183,975	506	183,791	690	500,747	2,384	316,823	1,827	316,507	2,143	1,509,393	0	1,509,393
平成43年度	184,159	322	183,975	506	501,248	1,883	317,140	1,510	316,823	1,827	1,509,393	0	1,509,393
平成44年度	184,343	138	184,159	322	501,750	1,381	317,457	1,192	317,140	1,510	1,509,393	0	1,509,393
平成45年度	0	0	184,343	138	502,252	879	317,775	875	317,457	1,192	1,324,912	0	1,324,912
平成46年度	0	0	0	0	502,754	377	318,093	557	317,775	875	1,140,430	0	1,140,430
平成47年度	0	0	0	0	0	0	318,411	239	318,093	557	637,299	0	637,299
平成48年度	0	0	0	0	0	0	0	0	318,411	239	318,650	0	318,650
合計	2,200,000	19,988	2,200,000	19,988	6,000,000	54,512	3,800,000	34,524	3,800,000	34,524	18,163,535	2,000,000	20,163,535

× 一般廃棄物処理事業債非交付税措置分50% × 田川市負担割合 37.48%

× 田川市負担割合 37.48%

田川市負担分

(単位：千円)

	29年度借入分		30年度借入分		31年度借入分		32年度借入分		33年度借入分		小計	起債充当が出来ない金額	合計
	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子	元金	利子			
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91,618	91,618
平成30年度	0	339	0	0	0	0	0	0	0	0	339	91,618	91,957
平成31年度	0	412	0	339	0	0	0	0	0	0	752	249,867	250,619
平成32年度	0	412	0	412	0	926	0	0	0	0	1,750	158,249	159,999
平成33年度	34,168	404	0	412	0	1,124	0	586	0	0	36,695	158,249	194,944
平成34年度	34,202	370	34,168	404	0	1,124	0	712	0	586	71,566	0	71,566
平成35年度	34,236	335	34,202	370	93,186	1,101	0	712	0	712	164,855	0	164,855
平成36年度	34,271	301	34,236	335	93,279	1,008	59,018	697	0	712	223,857	0	223,857
平成37年度	34,305	267	34,271	301	93,372	915	59,077	638	59,018	697	282,860	0	282,860
平成38年度	34,339	233	34,305	267	93,466	821	59,136	579	59,077	638	282,860	0	282,860
平成39年度	34,374	198	34,339	233	93,559	728	59,195	520	59,136	579	282,860	0	282,860
平成40年度	34,408	164	34,374	198	93,653	634	59,254	461	59,195	520	282,860	0	282,860
平成41年度	34,442	129	34,408	164	93,746	540	59,313	402	59,254	461	282,860	0	282,860
平成42年度	34,477	95	34,442	129	93,840	447	59,373	342	59,313	402	282,860	0	282,860
平成43年度	34,511	60	34,477	95	93,934	353	59,432	283	59,373	342	282,860	0	282,860
平成44年度	34,546	26	34,511	60	94,028	259	59,491	223	59,432	283	282,860	0	282,860
平成45年度	0	0	34,546	26	94,122	165	59,551	164	59,491	223	248,289	0	248,289
平成46年度	0	0	0	0	94,216	71	59,611	104	59,551	164	213,717	0	213,717
平成47年度	0	0	0	0	0	0	59,670	45	59,611	104	119,430	0	119,430
平成48年度	0	0	0	0	0	0	0	0	59,670	45	59,715	0	59,715
合計	412,280	3,746	412,280	3,746	1,124,400	10,216	712,120	6,470	712,120	6,470	3,403,846	749,601	4,153,447

※ 金額は千円未満を四捨五入しており、合計が一致しない場合がある。

過疎債償還に係る田川市負担分の一般財源所要額

(単位:千円)

年度	負担額 A	廃棄物処理施設整備基金				一般財源 所要額 F=A-B
		取崩額		積立額 D	残高 E=前年度E- B-C+D	
		施設建設分 B	その他 C			
平成27年度					1,125,860	
平成28年度			4,132	44,374	1,166,102	0
平成29年度			4,132	43,575	1,205,545	0
平成30年度	226	183	4,132	43,241	1,244,471	43
平成31年度	496	401	4,132	43,619	1,283,557	95
平成32年度	1,170	946	4,132	43,197	1,321,676	224
平成33年度	31,545	25,499	4,132	43,241	1,335,286	6,046
平成34年度	61,964	50,087	4,132	43,241	1,324,308	11,877
平成35年度	145,313	117,460	4,132	43,241	1,245,957	27,853
平成36年度	197,562	159,694	4,132	43,241	1,125,372	37,868
平成37年度	251,055	202,933	4,132	43,241	961,548	48,122
平成38年度	251,055	202,933	4,132	43,241	797,724	48,122
平成39年度	251,055	202,933	4,132	43,241	633,900	48,122
平成40年度	251,055	202,933	4,132	43,241	470,076	48,122
平成41年度	251,055	202,933	4,132	43,241	306,252	48,122
平成42年度	220,929	178,582	4,132	43,241	166,779	42,347
平成43年度	190,802	154,229	4,132	43,241	51,659	36,573
平成44年度	106,698	86,246	4,132	43,241	4,522	20,452
平成45年度	53,977	43,631	4,132	43,241	0	10,346
合計	2,265,958	1,831,623	74,376	780,139		434,334

8 市町村議会での議案の審議結果（状況）

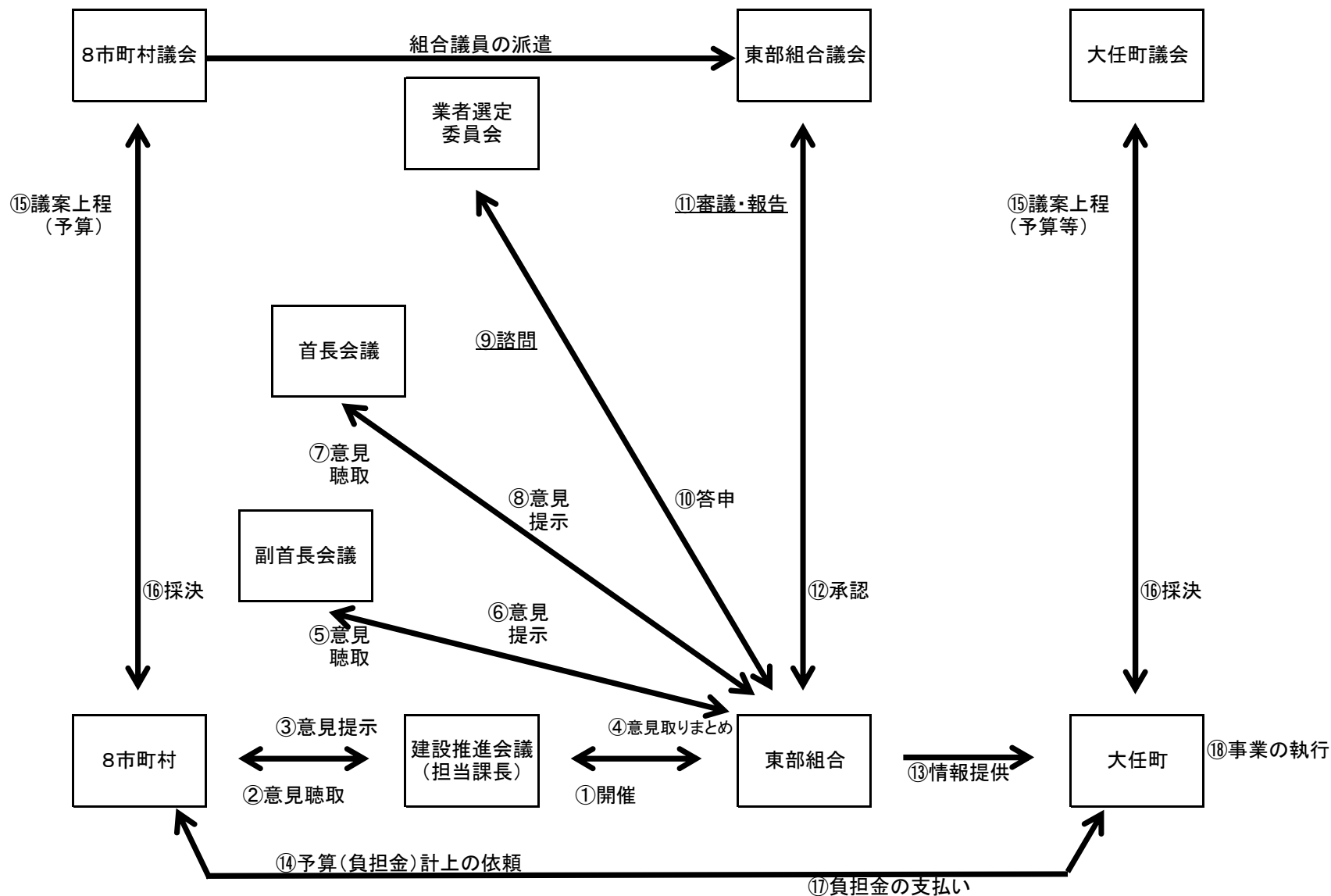
市町村名	上程日	議決（採決）日	委員会 負託	備考
川崎町	6月10日（金）	6月10日（金）議決	無	議会運営委員会：6月9日
添田町	6月10日（金）	6月10日（金）議決	無	議会運営委員会、全員協議会 ：6月10日
福智町	6月13日（月）	6月13日（月）議決	無	
大任町	6月10日（金）	6月14日（火）議決	有	
赤 村	6月14日（火）	6月14日（火）議決	無	全員協議会：6月14日
香春町	6月22日（水）	6月22日（水）採決	無	
糸田町	6月23日（木）	6月23日（木）採決	無	全員協議会：6月20日
田川市	6月20日（月）	7月1日（金）採決	有	厚生委員会：6月23日

3 事務の委託（地方自治法第252条の14）

（平成27年5月1日現在）

委 託 事 務	受託団体名	委 託 団 体 名
ごみ処理に関する事務	福岡市	春日市、那珂川町、久山町、大野城太宰府環境施設組合
ごみ処理に関する事務	大川市	大木町
し尿処理に関する事務	福岡市	久山町
し尿処理に関する事務	両筑衛生施設組合	新宮町
火葬場に関する事務	小郡市	大刀洗町
養護学校に関する事務	福岡市	福岡県
応急的診療等に関する事務	田川市	香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
小学校に関する事務	太宰府市	筑紫野市、宇美町
中学校に関する事務	太宰府市	筑紫野市、宇美町
小学校及び中学校に関する事務	大分県中津市	上毛町
小学校及び中学校に関する事務	うきは市	大分県日田市
公平委員会に関する事務	福岡県	遠賀郡各町、小竹町、鞍手町、大刀洗町
公共下水道に係る汚水処理に関する事務	福岡市	新宮町、久山町
公共下水道に係る汚水処理に関する事務	北九州市	中間市
下水道料金の徴収に関する事務	北九州市	芦屋町
下水道料金の徴収に関する事務	宗像地区事務組合	宗像市、福津市
下水道料金の賦課・徴収に関する事務	春日那珂川水道企業団	春日市、那珂川町
競艇の開催に関する事務	福岡市	福岡都市圏広域行政事業組合
競艇の勝舟投票券の場外販売及び払戻に関する事務	北九州市、福岡市、芦屋町外25団体	北九州市、福岡市、芦屋町、中間市行橋市競艇組合外25団体
福岡県関門海峡ミュージアムの管理及び運営並びに使用料に関する事務	北九州市	福岡県
大島港港湾施設に係る事務	宗像市	福岡県
電子情報処理組織による戸籍事務の管理及び執行に関する事務	飯塚市	芦屋町

8市町村議会、東部組合議会、8市町村、東部組合に係る役割の位置付け



東部組合同約(改正案)第3条の「じん芥(し尿)処理施設の総合調整に関する事務」とは、以下の事務を指す。

- ア 東部組合議会^(※)で以下の項目^(※)について、審議・報告を行う事務 …上記の図の⑪が該当(下線を付記)
- (^(※)処理方式、施設規模、建設工事の請負契約、施設の運営方法等)
- イ 業者選定委員会の運営事務 …上記の図の⑨が該当(下線を付記)